



有害鳥獣駆除に参加した方に関する 技能講習の免除措置について

1 次のいずれかに該当する方で、必要書類を提出した方は、技能講習の受講が免除されます。

- (1) 申請日の前1年以内に鳥獣被害対策実施隊員として、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加したこと、かつ、3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなく、受けるべき事由が現にないこと。
- (2) 申請日の前1年以内に被害防止計画に基づき、有害鳥獣駆除の許可を受けて又は従事者として、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加したこと、かつ、3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなく、受けるべき事由が現にないこと。

2 上記該当者は、更新時等において、技能講習修了証明書に代えて、次の書類を提出してください。

- **対象鳥獣捕獲等参加証明書**（市町村が発行します。）
- **鳥獣被害対策実施隊員であることを証明する書類**（有害被害対策実施隊員の指定書又は任命書）又は**被害防止計画に基づいて対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類**（有害鳥獣駆除の許可証、従事者証を始めとして、従事していること又は従事する見込みがあることを証明する書類を含みます。）
- **誓約書**（ホームページに掲出されています。）

3 免除の期間

- **免除の期間は、上記1(1)に該当される方については当分の間、上記1(2)に該当される方については、令和9年（2027年）4月15日までに申請される場合に限ります。**



愛知県警察本部保安課